

中山間地域等直接支払事業

<事業目的>

農業生産条件の不利な中山間地域等において、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう、協定に基づき農業生産活動等を行う中山間地域等に交付金を交付することにより、農業生産の維持と多面的機能の確保を図ります。

<背景／課題>

- 中山間地域は、高齢化が進展する中で平地に比べ条件不利地域が多いことから、担い手の減少や耕作放棄の増加等により、多面的機能の低下や集落機能の衰退が懸念されています。このため、農業生産条件の不利を補正するための交付金を交付します。
- 5年間農地を維持できなかった場合の遡及返還要件が設けられていることから、高齢化や担い手不足に伴い、令和7年度（2025年度）から第6期対策へ移行することを機に取組面積がやや減少しました。

<事業内容>

直接支払交付金

中山間地域等の一団の農用地において、集落協定等を締結し、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等に対して、直接支払交付金を交付する。

<事業主体>

市町村

<負担割合>

国 1/2、県 1/4、市町村 1/4（知事特認地域は、国 1/3、県 1/3、市町村 1/3）

<採択要件>

1 対象地域

地域振興立法（特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、棚田地域振興法等）の指定地域及び知事が定める特認地域

2 対象農用地

- 急傾斜地（田：1/20 以上、畑・草地・採草放牧地：15° 以上）
- 緩傾斜地（田：1/100 以上 1/20 未満、畑・草地・採草放牧地：8° 以上 15° 未満）
- 小区画・不整形な田
- 高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地

3 対象者

集落協定又は個別協定に基づき5年間農業生産活動等を継続する農業者等

【お問い合わせ先：むらづくり課 農村環境・棚田振興班 096-333-2378】

中山間地域等直接支払事業

中山間地域等直接支払交付金は、中山間地域等における農業生産条件の不利を補正し、農業生産活動の継続を確保するための交付金を農業者等に交付する事業

事業概要

【対象地域】

地域振興立法（特定農山村法、山村振興法、過疎法、棚田地域振興法等）指定地域及び知事が定める特認地域

【対象者】

集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)	地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜(1/20以上)	21,000	草地	急傾斜(15°以上)	10,500
	緩傾斜(1/100以上)	8,000		緩傾斜(8°以上)	3,000
畑	急傾斜(15°以上)	11,500		草地比率の高い草地(寒冷地)	1,500
	緩傾斜(8°以上)	3,500	採草放牧地	急傾斜(15°以上)	1,000
				緩傾斜(8°以上)	300

※平地とのコスト差に相当する上記単価を支払う場合に、国が1/2（県特認基準地域は1/3）交付

- 集落等を単位に、農地の管理方法や役割分担の取り決めとなる協定を締結し、それにしたがって行われる農業生産活動等を支援するため、協定の面積規模に応じて一定額を交付
- 交付金の配分方法は集落内の話し合いで決定

【集落協定に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動
(耕作放棄の発生防止、法面保護・改修、水路・農道等の管理、景観作物の作付け等)
- ② 体制整備のための前向きな取組み
(ネットワーク化活動計画の作成。ネットワーク化活動計画とは、集落協定が共同取組活動を継続できる体制づくりを進めるために作成する、複数の集落協定間でのネットワーク化(活動の連携)や統合、多様な組織等の参画に向けた計画。)
※②を実施しない場合には交付単価は8割

主なポイント (R8)

【加算措置】

加算項目(取組目標の設定・達成が必要)	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算	
棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等(田1/20以上、畑15度以上)の保全と地域の振興を支援 〔超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可〕	10,000円 (田・畑)
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地(田1/10以上、畑20度以上) 〔超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可〕	14,000円 (田・畑)
超急傾斜農地保全管理加算	6,000円 (田・畑)
超急傾斜農地(田1/10以上、畑20度以上)の保全や有効活用を支援	
ネットワーク化加算 【上限額：100万円/年】	10,000円(最大*) (地目にかかわらず)
ネットワーク化や統合による人材確保や活動の継続に向けた取組を支援	
スマート農業加算 【上限額：200万円/年】	5,000円 (地目にかかわらず)
スマート農業による作業の省力化、効率化に向けた取組を支援	

※ 協定面積の規模に応じて段階的に適用単価が変動
(~5ha部分) 10,000円/10a、(5ha~10ha部分) 4,000円/10a、(10~40ha部分) 1,000円/10a

【交付金の全額遡及返還の緩和 (R2~)】

- ◎ 5年間の協定期間中に農業生産活動等が継続困難となった場合、これまでは「協定農用地全体について全額遡及返還」することとなっていたが、「その農地に限っての一部返還」に緩和
- ◎ 協定参加者の病気・高齢、自然災害などのやむを得ない事由がある場合には、返還が免除

未来につながるふるさと応援事業

<事業目的>

中山間地域や棚田地域における農地や土地改良施設の有する多面的機能を良好に発揮することを目的に、地域住民による農地や土地改良施設等の利活用や、それらを維持保全する活動を支援することで、中山間地域や棚田地域の活性化を目指します。

<背景／課題>

- ・ 中山間地域における農地や土地改良施設は、農業生産に資する機能を有するとともに、自然・文化資源としての役割を果たすなどの多面的機能を有しています。
- ・ これらの多面的機能を良好に発揮するためには、保全・利活用に係る地域住民の共同活動の活性化が必要です。

<事業内容>

補助事業名	補助対象の取組み	事業主体	対象地域	補助金額
1 指導員等活動支援事業	ふるさと・水と土指導員等による「中山間地域住民の意識向上及び保存対策の啓発・普及」及び「棚田地域における保全活動」に関する取組み	熊本県ふるさと・水と土指導員、地域住民組織、任意団体等	・ 中山間地域 ・ 棚田地域	定額 上限 500 千円
2 棚田地域活動支援事業	棚田地域における農地等の保全活動への都市住民等の参加促進を図るための普及・啓発、保全技術の伝承、景観維持等の保全活動の展開に関する取組み	市町村、農業協同組合、土地改良区、農業者等が組織する団体、非営利法人、福祉関係者が組織する団体、地域住民組織、任意団体等	棚田地域	定額 上限 500 千円
3 農○連携事業	農業と教育や健康づくり等が連携した「中山間地域住民の意識向上及び保存対策の啓発・普及」及び「棚田地域における保全活動、子ども向け体験交流活動」に関する取組み	市町村、農業協同組合、土地改良区、農業者等が組織する団体、非営利法人、福祉関係者が組織する団体、地域住民組織、任意団体等	・ 中山間地域 ・ 棚田地域	定額 上限 500 千円
4 地下水かん養機能等保全活動事業	中山間地域における地下水かん養機能等を良好に発揮することを目的とした取組み	土地改良区等	中山間地域	定額 上限 1,000 千円

【お問い合わせ先： 2：むらづくり課 農村環境・棚田振興班 096-333-2378
1、3、4：むらづくり課 元気な農村づくり班 096-333-2415】

くまもと未来づくりスタートアップ事業

＜事業目的＞

県内各地の魅力ある地域づくりを推進するため、市町村等や地域団体等による地域の賑わいやつながりの創出など地域活性化に資する取組みの始動に対する支援を行います。

＜背景／課題＞

各地域においては、地域の特性や地域資源を活かして、地域の課題解決のために、新たな地域づくりや令和2年7月豪雨や令和7年8月豪雨からの復興に向けた取組みを進めていくことが大切です。

＜事業内容＞

市町村等や地域団体等による地域活性化に向けた以下の取組みを支援します。

（1）一般枠

県内各地の魅力ある地域づくりを推進するため、市町村等や地域団体等による地域の賑わいやつながりの創出など地域活性化に資する取組みの始動（スタートアップ）

（2）復興枠

令和2年7月豪雨からの創造的復興又は令和7年8月豪雨からの復旧・復興を図るため、市町村等や地域団体等による地域振興に向けた取組み

（3）地域未来枠

地域未来創造会議の議論などを踏まえた市町村等による地域の未来を創造するための調査、計画策定、実証実験等の取組み

＜事業主体＞

市町村、連携する複数の市町村、地域団体等

＜補助率＞

（1）一般枠

ソフト 1/2* ハード 1/2

*「連携する複数の市町村」が事業実施者の場合は2/3

（2）復興枠

ソフト 2/3 ハード 1/2

（3）地域未来枠

ソフト 2/3 ハード 対象外

＜採択要件＞

次の要件を満たす事業であること。

- ・地域課題や住民ニーズに的確に対応した事業であること。
- ・事業実施者にとって新規に取り組む事業であること又は令和6年度（2024年度）以降に新規に「地域づくり夢チャレンジ推進補助金」若しくは「熊本県広域連携プロジェクト（スクラムチャレンジ）推進補助金」又は令和7年度（2025年度）に新規に「くまもと未来づくりスタートアップ補助金」の交付を受けた事業の交付を受けた事業で知事が複数年にわたる支援が必要と認める事業であること。
- ・補助対象事業終了後も継続して取り組む仕組み及び体制又は事業実施効果の次年度以降への波及が考えられていること。ただし、復興枠については、この限りでない。
- ・国、県又はこれらの関係団体からの補助金等の交付を受けない事業であること。
- ・事業の主要な部分を他に委託する事業でないこと。ただし、高度な専門性が必要であるなどの合理的な理由がある場合を除く。
- ・個人への金銭的給付を行うものでないこと。
- ・備品の取得のみを目的とする事業でないこと。

【お問い合わせ先：地域振興課 プロジェクト・調整班 096-333-2135】

くまもと未来づくりスタートアップ事業

趣旨

県内各地の魅力ある地域づくりを推進するため、市町村等や地域団体等による地域の賑わいやつながりの創出など地域活性化に資する取組みの始動を支援するもの

令和8年度予算

184,000千円

支援対象

市町村、地域団体等

補助事業の分野

分野	補助対象事業	事業実施者
一般枠	県内各地の魅力ある地域づくりを推進するため、市町村等や地域団体等による地域の賑わいやつながりの創出など地域活性化に資する取組みの始動（スタートアップ）	<ul style="list-style-type: none"> 市町村等 連携する複数の市町村等 地域団体等
復興枠	令和2年7月豪雨からの創造的復興又は令和7年8月豪雨からの復旧・復興を図るため、市町村等や地域団体等による地域振興に向けた取組み	<ul style="list-style-type: none"> 市町村等 連携する複数の市町村等 地域団体等
地域未来枠	地域未来創造会議の議論などを踏まえた市町村等による地域の未来を創造するための調査、計画策定、実証実験等の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 市町村等 連携する複数の市町村等

補助対象事業例

○一般枠

- ・高齢化や過疎化が進んだ地域で、地域外の人に地元の神社等の清掃等を地域の自然・文化に触れられるレジャーとして体験してもらう仕組みづくり
- ・地域内外から人を呼び込むため、ドローンによる撮影大会を開催し、撮影した映像を公式プロモーションビデオとして活用し、交流人口の拡大を図る取組み
- ・広域でまたがる景観や文化資源を結んだ観光ルートの開発及び、インバウンド観光客向け多言語対応ガイドやパンフレットの作成の取組み

○復興枠

- ・被災した地域が復興していく様子を広く発信し、交流人口の拡大を目指す取組みや、地域外への転出者もふるさととのつながりを保つ取組み
- ・球磨川と鉄道の2つのラインを活かし、地域資源を活用したツーリズムのモデルを開発するなど、県南地域ならではの観光振興モデルの創出につながる取組み

○地域未来枠

- ・二地域居住の推進に向けた調査・計画策定の取組み
- ・地元住民と観光客が共に活用できる公共交通の調査・実証実験

特定地域づくり事業推進交付金事業

<事業目的>

マルチワークの仕組みを活かして、地域に安定的な雇用環境を生み出すことで地域社会の維持と地域経済の活性化につなげます。

<背景／課題>

地域人口の急減に直面している地域においては、事業者単位で見ると年間を通じた仕事量が少なく、安定的な雇用環境や一定の給与水準を確保することができていないといった状況があり、人口流出の要因になっています。

<事業内容>

地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出し、事業協同組合で雇用した職員を組合員事業者に派遣することで、地域の担い手を確保するための仕組み（特定地域づくり事業協同組合制度※）の認定を受けた組合に補助金を交付します。

※「特定地域づくり事業協同組合制度」とは、

- ①地域人口の急減に直面している地域において、
 - ②中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が、
 - ③特定地域づくり事業（マルチワーカー（季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者に派遣）に係る労働者派遣事業等）を行う場合について、
 - ④都道府県知事が一定の要件を満たすものとして認定したときは、
 - ⑤労働者派遣事業（無期雇用職員に限る。）を許可ではなく、届出で実施することを可能とするとともに、
 - ⑥組合運営費について財政支援をうけることができるようにする
- というものです。

<事業実施主体>

特定地域づくり事業協同組合

<補助率>

国交付金 1/4

市町村 1/4（特別交付税 1/8、市町村 1/8）

利用料金収入 1/2

<採択要件>

特定地域づくり事業協同組合制度の認定を受けた事業協同組合

【お問い合わせ先：地域振興課 移住定住推進班 096-333-2155】

特定地域づくり事業協同組合制度の概要

根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和2年6月4日施行）

人口急減地域の課題

- ・ 事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
 - ・ 安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
- ⇒人口流出の要因、Uターンへの障害

特定地域づくり事業協同組合制度

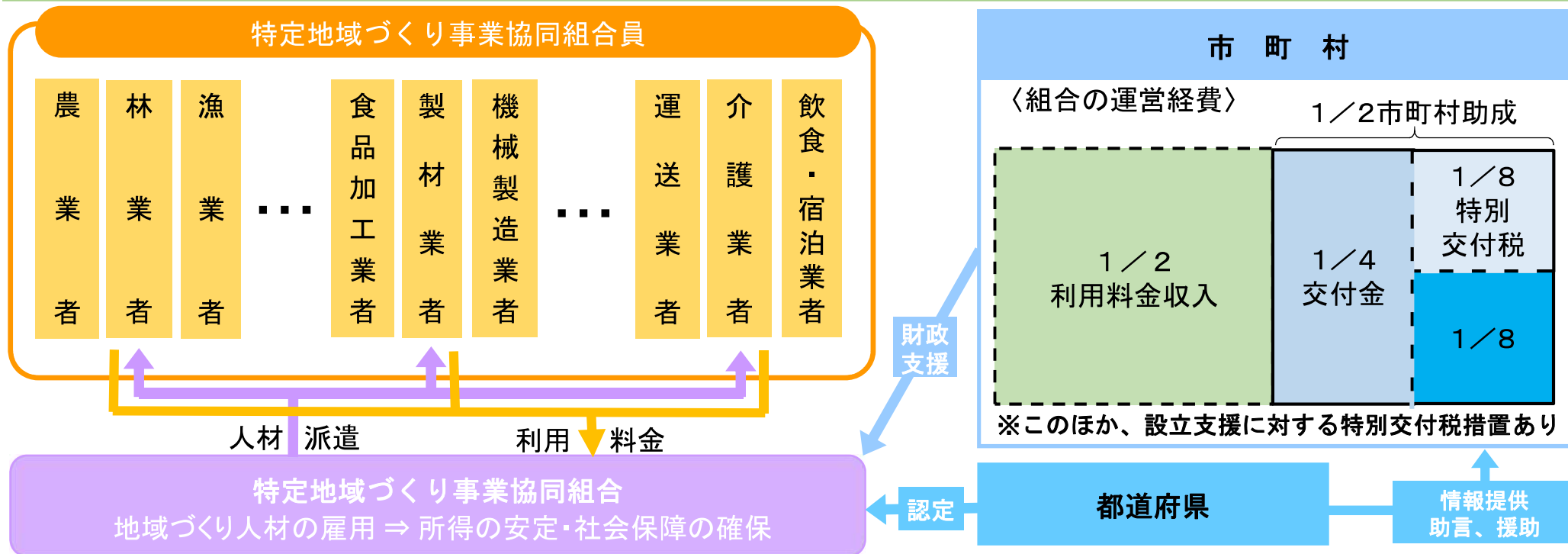
- ・ 地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
 - ・ 組合で職員を雇用し事業者に派遣
（安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保）
- ⇒地域の担い手を確保

人口急減法の概要

対象：人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断
※過疎地域に限られない

認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）

特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能



地域福祉総合支援事業

<事業目的>

子ども、高齢者、障がい者など、誰もが気軽に集い支え合う地域の居場所である「地域の縁がわ」づくりや、先駆的又はモデル的な地域福祉活動への支援を行い、多様な福祉サービスが育つきっかけづくりと地域福祉の推進を図ります。

<背景／課題>

- ・ 近年、少子高齢化の流れの中での核家族化の進行や「単身世帯」の増加、また、中山間地域で特に顕著な若年層を中心とした人口流出、それによる過疎化の進行などにより、家族同士あるいは近所同士の『支え合い』の機能が弱くなっています。
- ・ そこに、コロナ禍における、孤独・孤立問題の顕在化・深刻化が加わり、地域福祉へのニーズはますます高まっているところです。
- ・ 誰もが気軽に集い支え合う地域の居場所である「地域の縁がわ」づくりを進めることで、住み慣れた地域で安心して自立した生活が継続できるようにします。

<事業内容>

地域福祉に取り組む団体が、新たに（または新たに複数の団体等と連携して）実施する地域福祉支援計画の推進に寄与する取組み（次の①～⑥及び+ α ）に対して、必要な経費を補助します。

- ① 見守り活動
 - ② 生涯現役を支えるための健康づくり事業
 - ③ 買い物・移動支援事業
 - ④ 会食・配食サービス
 - ⑤ 学びの縁がわ事業
 - ⑥ その他、「第4期熊本県地域福祉支援計画」の推進に寄与する先駆的又はモデル的な地域福祉活動
- + α 「ICTを取り入れた地域福祉活動」、「防災を意識した地域づくり」を取り入れた事業

<事業実施主体>

地域福祉に取り組んでいる民間団体等（社会福祉法人、NPO法人、地域福祉活動団体等）
※ただし、補助対象期間内に新たに事業を開始するもの、または、新たに複数の団体等との連携を開始するものを対象とします。

<補助率>

2/3、補助上限 500 千円（+ α 実施の場合は補助上限 750 千円）

<採択要件>

「地域福祉総合支援事業補助金募集要項」参照。

【お問い合わせ先:健康福祉政策課 地域支え合い支援室 地域福祉班 096-333-2201】

地域福祉総合支援事業

補助制度の概要

補助対象

地域福祉に取り組んでいる民間団体等（社会福祉法人、NPO法人、地域福祉活動団体等）
 ※ただし、補助対象期間内に新たに事業を開始するもの、または、複数の団体等との連携を新たに開始するものを対象とします。

補助内容

地域福祉活動（※）に取り組む団体で、以下の条件を満たすもの

- 1 新規縁がわ立ち上げ…「地域の縁がわ」を立ち上げて地域福祉活動に取り組む団体等を対象とした補助
- 2 多機関連携 …行政及び社会福祉協議会に加え、今年度から新たに複数の民間団体等と協力して、地域福祉活動に関連した以下のいずれかを実施する団体等を対象とした補助

※見守り、会食・配食、買い物支援、健康づくり、学習支援、+α（ICT、防災）の取組みなど

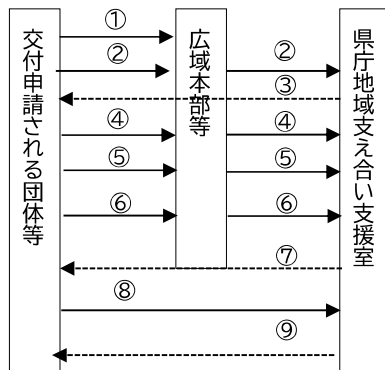
補助率・補助上限額

2/3以内 補助上限500千円（+αに取り組む場合は上限750千円まで引き上げ）

その他補助条件

「地域福祉総合支援事業補助金募集要項」を御確認ください。

補助金申請の流れ



- | |
|-----------------------|
| ①事前相談 |
| ②交付申請 |
| ③審査・交付決定 |
| ④状況報告 |
| ⑤変更申請※交付申請内容に変更がある場合。 |
| 補助対象期間終了 |
| ⑥実績報告 |
| ⑦交付確定 |
| ⑧交付請求 |
| ⑨交付（支払） |

※対象施設又は申請団体等の住所地が熊本市の場合、①②④⑤⑥の提出先等は県庁地域支え合い支援室となります。

地域の縁がわとは

地域の誰もが気軽に集い、支え合う地域の居場所

地域の公民館、保育所や高齢者施設などの社会福祉施設、空き店舗や廃校舎などを利用し、住民有志や自治会、NPO法人、社会福祉法人などの多様な主体により、様々な「縁がわ」が運営されています。



都市農村交流対策事業

<事業目的>

中山間地域における農業以外の所得確保策として、農林水産業や農山漁村地域の自然等の多面性を活かすことができる農泊（農山漁村滞在型旅行）等の取組みを支援し、県内農山漁村地域の活性化を目指します。

<背景／課題>

- ・ 平坦地に比べ農業生産条件が厳しい中山間地域では、農業以外の所得確保策が必要であり、農林水産業や農山漁村地域の多面性を活かすことができる「農泊」は、所得向上を図るうえで重要な柱として位置づけられています。
- ・ しかしながら、高齢化や人口減少が進む中山間地域等においては、活動の担い手となる人材の確保や活動資金の捻出等が課題となっています。

<事業内容>

都市住民、消費者、子ども等を対象とし、農山漁村の地域資源を活用したもので、観光や教育等他分野との連携による大規模あるいは持続的な交流に係る取組みまたは農泊担い手の学び直しのための取組みを支援。

- (1) 推進体制の整備・調整役の設置
- (2) ワークショップ活動等による地域資源発掘・再評価、地域内の合意形成等の取組み
- (3) 交流担い手の育成・確保
- (4) 受け入れの実施
- (5) 体験活動の安全確保のための器具・機材等整備
- (6) 情報発信機能の強化
- (7) その他、一時的な交流から滞在あるいは複数回来訪への発展に必要な活動

<補助事業者等>

補助事業者：市町村

事業実施主体：市町村、農業協同組合、農業者等が組織する団体、任意団体、NPO等

<補助率>

県1/2以内（1事業実施主体当たりの補助上限額500千円）

<採択要件>

次に掲げるすべての要件を満たすこと。

- (1) 受入組織が明確であること。
- (2) 県が別に定める項目を活動計画に設定すること。
- (3) 事業の主要な部分を事業主体から他に委託する事業ではないこと。

【お問い合わせ先：むらづくり課 元気な農村づくり班 096-333-2415】

農的關係人口創出事業

<事業目的>

「こども」や「都市住民」に対し農山漁村地域への複数回の来訪を促す新たな取組み等への支援を行うことで、農山漁村におけるファンづくりや農村人材の裾野拡大を図り、以て地域の活性化、ひいては元気で豊かな農山漁村地域の次世代への継承に繋がります。

<背景／課題>

過疎化や高齢化が進む農村地域の維持や継承に向けては、地域住民による内発的発展を促すとともに、都市部に住みながら農山漁村地域に関わりを持つ者（関係人口）の創出が必要です。

そのため、農泊事業者が個別（点）で実施している交流人口拡大の取組みに、複数の農泊事業者が地域（面的）で取組む、「こども」や「都市住民」に対し農村への複数回の来訪を促す新たな取組み等への支援を行います。

<事業内容>

農的關係人口の創出に繋がる（複数回来訪に繋がるような新たな取組みや既存コンテンツの磨き上げ、情報発信等）への補助

<事業実施主体>

農泊地域、農泊事業者等が組織する団体等

<補助率>

定額（1事業実施主体当たりの補助上限額500千円）

<採択要件>

（1）実施体制

- ・事業の遂行に必要な体制を有していること（人員の確保、関係者間の役割分担が出来ていること）
- ・事業の主要な部分（又は経費の大半）を委託する内容でないこと

（2）事業の趣旨

- ・本事業の趣旨を理解しており、事業内容が趣旨に沿っていること
- ・より多くの関係人口を創出する取組みであること
- ・地域への波及効果が見込めるか（取組みの成果の多くが個人等の利益に帰結することが無い）
- ・関係人口の創出から発展して二拠点居住や移住定住につながる可能性のある取組みかどうか（加点要素）

(3) 計画と実現性

- ・計画に具体性があること
- ・実施（実現）が可能であること

(4) 経費

- ・経費が事業趣旨に合致すること
- ・他の補助事業との重複が無いこと（同一内容に対する二重補助が無いか）
- ・対象経費が市場単価と比べ著しく妥当性を欠くことがないか
- ・対象外経費が含まれていないこと（補助事業者が所有する施設等の維持管理費や補助事業者等が有する圃場や機械の借り上げ等に要する経費等は対象外）

(5) 発展性

- ・補助金終了後を見据えた持続性のある取組みかどうか
- ・申請が初年度で無い場合、前年度より発展した取組みであるかどうか

(6) 県施策との連携（加点要素）

- ・「こどもまんなか熊本」に繋がる取組みである
- ・主な活動地域が中山間地域等である
- ・「農村RMOの形成」に繋がる取組みである

(7) その他

- ・提案は1補助事業者1企画であること（類似企画を類似構成員で複数申請していないこと）

【お問い合わせ先：むらづくり課 元気な農村づくり班 096-333-2415】

都市農村交流対策事業

【基本方針への対応（こどもまんなか熊本推進本部）（移住定住推進本部）】

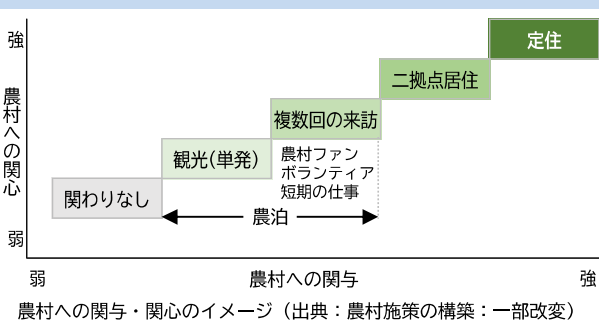
予算額8.2百万円（5.7百万円）

都市農村交流対策事業[むらづくり課]

- 過疎化・高齢化が進む農村地域の維持や継承を向けるとともに、**都市に住みながら農村地域に関わりを持つ者（関係人口）の創出**が必要。
- そのため、農泊事業者が個別（点）で実施している交流人口拡大の取組みに、**複数の農泊事業者が地域（面的）で取組む、「こども」や「都市住民」に対し農村への複数回の来訪を促す**新たな取組み等への支援を追加。

<現状・課題>

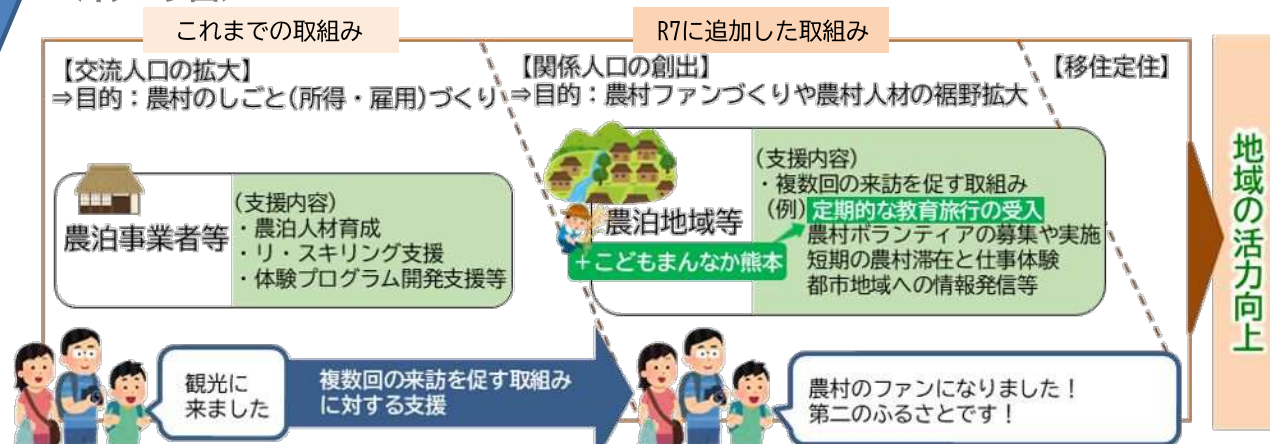
- 県ではこれまで、農業+αの所得確保手段として「農泊」をはじめとした都市農村交流への取組みを支援。
- 令和6年度はコロナ禍や高齢化により農泊事業や交流活動が低迷した現状を踏まえ、農泊事業者等の再起や新規参入等の取組みを推進。
- このような人の流れを地域で受け止めるため、複数の農泊事業者が連携し、新たに実施するこどもや都市住民等の複数回の来訪を促す取組みへの支援を追加。



<事業概要>

- 全体事業費：8.2百万円（県事業費：5.7百万円）
 - 事業内容：(1)農泊専門人材の育成等 5,250千円
(2)農泊担い手等のリ・スキリング(学び直し)等への補助 500千円
(3)農的関係人口の創出に繋がる取組み(複数回来訪に繋がるような新たな取組みや既存コンテンツの磨き上げ、情報発信等)への補助 2,500千円
 - 負担割合：(2)県1/2補助(上限50万円) (3)県定額(上限500千円×5団体)※1
 - 事業主体：(1)県、(2)市町村、任意活動団体、NPO法人等(市町村間接補助)
(3)農泊地域(※2)等
- ※1 優先採択あり（中山間地域、棚田地域、こどもまんなか熊本実現計画に資する取組み等）
※2 農山漁村振興交付金による農泊推進の支援に採択され、農泊に取り組んでいる地域。

<イメージ図>



農泊とは、「農山漁村滞在型旅行」のこと。農村に「宿泊」し、滞在中に地域資源を活用した「食事」や「体験」等を楽しむと定義されている。

農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）

<事業目的>

中山間地域の特色を活かした多様な取組みや地域活性化に繋げる優良事例を創出するためのモデル的な取組み、農村型地域運営組織（農村RMO）のモデル形成等を支援します。

<背景／課題>

食料生産の場として重要な役割を担う中山間地は、傾斜地などの条件不利性ととも、鳥獣被害の増加、人口減少・高齢化・担い手不足等、厳しい状況に置かれていますが、豊かな自然、景観、気候、風土条件を活かして収益力のある農業を営むことができる可能性を秘めた重要な地域でもあります。

<事業内容>

- (1) 中山間地農業ルネッサンス推進支援
地域の特色を活かした創意工夫あふれる取組み支援等
 - (2) 元気な地域創出モデル支援（一般型）
収益力向上や販売力強化等に関する取組、デジタル技術の導入・定着の支援等
 - (3) 元気な地域創出モデル支援（地域力活用型）
地域力活用に向けた調査、計画作成、実証や省力化作物や新たな栽培技術の導入等に向けた生産環境条件の整備を支援
 - (4) 農村型地域運営組織（農村RMO）モデル形成支援（活動着手支援型）
遊休農地活用の開始や高齢者支援の着手など、農村RMO形成につなげる取組み支援等
 - (5) 農村型地域運営組織（農村RMO）モデル形成支援（一般型）※
むらづくり協議会等が行う調査、計画作成、実証事業等の支援等
 - (6) 農村型地域運営組織（農村RMO）モデル形成支援（地域連携型）
活動継続計画の策定や地方公共団体等と連携した取組を支援
- ※（5）は令和8年度

<事業実施主体>

市町村及び地域協議会等（ただし、（4）～（6）は複数の集落を含む地域協議会）

<補助率>

- (1) 定額
- (2) 定額（事業期間：上限3年間、上限3,000万円（1,000万円（年基準額）×事業年数））
- (3) 定額、一部1/2補助（事業期間：1年間、上限3,000万円）
- (4) 定額（事業期間：1年間、上限200万円）
- (5) 定額（事業期間：上限3年間、上限3,000万円（1,000万円（年基準額）×事業年数））
- (6) 1/2補助（事業期間：上限4年間、上限1,500万円（375万円（年基準額）×事業年数））

<実施要件>（次に掲げるすべての要件を満たすこと。）

- (1) 6法指定地域（特定農山村、振興山村、過疎、半島、離島、棚田）及び「農林統計に用いる地域区分」における中間（又は山間）農業地域等を対象とした取組みであること。

- (2) 中山間地農業振興指針第3に基づく市町村将来ビジョンに当該取組み内容が反映されていること。
- (3) 地域協議会が市町村を構成員に含まない場合にあつては、事業実施区域の市町村長から事業実施計画の内容について、事前に承認を得ること。
- (4) 事業実施により得た成果は、取組み事例又は取組みに係る手順を示すマニュアルとして整理し、他地域への横展開を図るために活用すること。

【お問い合わせ先：むらづくり課 元気な農村づくり班 096-333-2415】

<対策のポイント>

中山間地域等において、地域別農業振興計画に基づき、**収益力向上や販売力強化等に関する取組**※、複数集落の機能を補完する**農村RMOの形成**※のほか、**棚田地域振興に関する取組**を支援します。

※ 対象地域：8法指定地域等

<事業目標>

中山間地域等において、地域資源を活用した商品開発等による付加価値向上や販路開拓に取り組み、**事業目標を達成した地区の創出**（300地区〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 中山間地農業ルネッサンス推進事業

- ① 中山間地農業ルネッサンス推進支援：地域の特色を活かした取組等を支援します。
- ② **元気な地域創出モデル支援**：収益力向上等に関する取組、デジタル技術の導入・定着を支援します。
 【事業期間：上限3年、交付率：定額等（上限3,000万円（年標準額：1,000万円等））】

2. 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

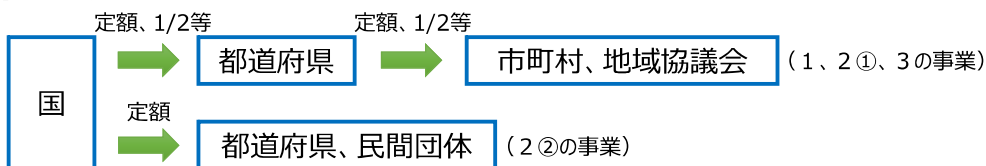
- ① **農村RMOモデル形成支援**
 - ア **活動着手支援型**：遊休農地活用の開始など、**農村RMOの形成につなげる取組**を支援します。
 - イ **一般型**：むらづくり協議会等が行う**調査、計画作成、実証事業**等を支援します。
 【事業期間：上限3年、交付率：定額（上限1,500万円（年標準額500万円））】
 ※地域計画と連携した農用地保全の取組を行う場合は年標準額600万円
 ※新規地区の採択は、令和8年度まで
 - ウ **地域連携型**：**活動継続計画の策定や地方公共団体等と連携した取組**を支援します。
 【事業期間：上限4年、交付率：1/2以内（上限1,500万円（年標準額375万円））】
- ② **農村RMO形成伴走支援**
 協議会の伴走者となる**中間支援組織の育成**等の取組を支援します。

3. 棚田地域振興対策推進事業（新規）

地域外との橋渡し支援・人材確保の土台づくり：**人材確保・育成のための取組**とともに、維持管理労力の軽減のための**小規模な整備に必要な調査・計画**を支援します。
 【事業期間：上限3年、交付率：定額（上限50万円/年）等】

※下線部は拡充事項

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. ② **元気な地域創出モデル支援**



社会課題解決や魅力向上を通じた
 地域活性化

2. 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業



「むらづくり」を推進

3. 棚田地域振興対策推進事業

地域外との橋渡し支援・人材確保の土台づくり



棚田を核とした
 地域振興

農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）のうち 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業 ～地域で支え合うむらづくりの推進～

令和8年度予算額
7,045百万円（前年度 7,389百万円）の内数
〔令和7年度補正予算額 2,925百万円の内数〕

<対策のポイント>

中山間地域等において、複数集落の機能を補完する**農村RMO***の形成を推進するため、むらづくり協議会等が行う**実証事業**のほか、協議会の伴走者となる**中間支援組織の育成**や**全国プラットフォームの運営**等を支援します。

※ 農村型地域運営組織（農村RMO：Region Management Organization）
複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織

<事業目標>

- 農用地保全に取り組む地域運営組織（100地区〔令和8年度まで〕）
- 中山間地域で9戸以下の集落を有する市町村のうち、農村RMOが活動している市町村の割合（25%〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

1. 農村RMOモデル形成支援

① 活動着手支援型

農村RMOの裾野を広げるため、遊休農地活用の開始や高齢者支援への着手など、**農村RMOの形成につなげる取組**を支援します。

【事業期間：1年、交付率：定額（上限200万円）】

② 一般型

むらづくり協議会等による地域の話合いを通じた農用地保全、地域資源活用、生活支援に係る**将来ビジョン策定**、ビジョンに基づく**調査、計画作成、実証事業**等を支援します。

【事業期間：上限3年、交付率：定額（上限1,500万円（年標準額500万円））】

※地域計画と連携した農用地保全の取組を行う場合は年標準額600万円

※新規地区の採択は、令和8年度まで

③ 地域連携型

農村RMOの活動の定着に向けた**活動継続計画の策定**や、**地方公共団体等と連携した実証事業等**を支援します。

【事業期間：上限4年、交付率：1/2以内（上限1,500万円（年標準額375万円））】

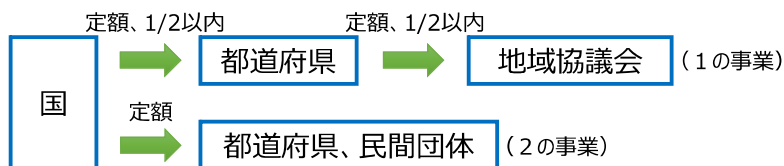
2. 農村RMO形成伴走支援

農村RMO形成を効率的に進めるため、**中間支援組織の育成等**を通じた都道府県単位における**伴走支援体制の構築**や、各地域の取組に関する情報・知見の蓄積・共有、研修等を行う**全国プラットフォームの運営**を支援します。

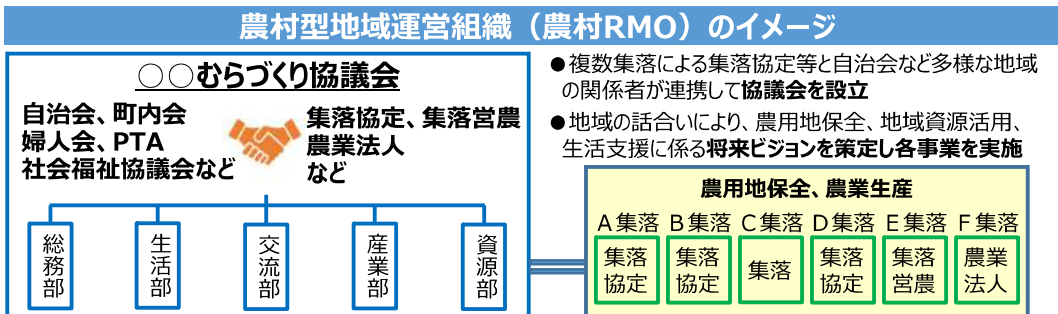
※対象地域：8法指定地域等

※下線部は拡充事項

<事業の流れ>



<事業イメージ>



農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

農村RMOモデル形成支援「活動着手支援型」



農村RMOモデル形成支援「一般型」「地域連携型」



農村RMO形成伴走支援



【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)

棚田地域振興推進事業

(中山間地農業ルネッサンス推進事業)

<事業目的>

指定棚田地域の認定を受けた棚田を「指定棚田地域振興活動計画」に基づき実施する活動を支援することにより、本県の棚田の保全と棚田地域の振興を促進します。

<背景／課題>

- 本県の棚田は、農産物の供給にとどまらず、国土保全、水源涵養、良好な景観形成等の多くの役割を果たしていますが、一方で担い手の減少や高齢化の進展等に伴い、各地で荒廃の危機に直面している現状があります。
- このような状況の中、貴重な国民的財産である棚田の保全と、棚田地域の持続的発展を目的として、令和元年6月に棚田地域振興法（令和7年4月改正）が制定され、本県においても、同法の仕組みを活用し、「指定棚田地域」の指定及び「指定棚田地域振興活動計画」の認定を促進して、県内棚田の保全と棚田地域の振興を図っていく必要があります。

<事業内容>

棚田地域振興推進

- 認定を受けた指定棚田地域の指定棚田振興活動計画に基づき、協議会等が実施する棚田地域の保全や振興に係る経費の補助
- 他地域へ横展開を図ることが出来るようなモデル的な取組みを支援

<事業主体>

市町村又は協議会

<基準額>

1 地区当たり 10,000 千円以内

<補助率>

定額

<留意事項>

本事業は、国の中山間地農業ルネッサンス推進事業を財源としているため、対象事業や経費は当該事業の要領要綱に定める範囲で行います。

【お問い合わせ先：むらづくり課 農村環境・棚田振興班 096-333-2378】

棚田地域振興推進事業（中山間地農業ルネッサンス推進事業）

<事業目的>

本県の棚田は、農産物の供給にとどまらず、国土保全、水源涵養、自然環境保全、良好な景観形成等の多面にわたる機能を有していますが、一方で担い手の減少や高齢化の進展等に伴い、各地で荒廃の危機に直面している現状があります。

このような状況の中、令和元年に施行棚田地域振興法が制定(令和7年4月改正)され、その仕組みを活用し、県内棚田の保全と棚田地域の持続的発展を図るため、活動計画認定に向けた調査・体制づくりや、認定を受けた指定棚田地域振興活動計画に基づく活動を支援します。

<事業の内容>

棚田地域振興法に基づく、すでに認定を受けた指定棚田地域振興活動計画に基づき実施する棚田地域の保全や振興に係る取組みを支援します。

対象	対象事業	実施主体	基準額	補助率
指定棚田地域認定地域	指定棚田地域振興活動支援 認定棚田地域振興活動計画に基づき、協議会等の実施する棚田地域保全や振興に係る経費の補助	市町村 または 協議会	1地区あたり 10,000千円 以内	定額



米のブランド化・パッケージ作成



棚田を活用したイベント開催

※本事業は、国の中山間地農業ルネッサンス推進事業を財源としているため、対象事業や経費は当該事業の要領要綱に定める範囲で実施します。

※中山間地農業ルネッサンス推進事業は、棚田地域振興関連事業の一つです。

<棚田地域振興法とは>

概要

貴重な国民的財産である棚田を保全するとともに、棚田を核とした地域振興を通じて、棚田を将来に継承していくための仕組みを整備した法律です。

支援措置

国の様々な棚田地域振興関連事業において、優先採択や要件緩和などのメリットを受けることが出来ます。但し、棚田地域振興法に基づく「指定棚田地域」の指定(事業によっては「指定棚田地域振興活動計画」の認定)を受けることが必要です。

流れ

①「指定棚田地域」の指定申請



②「指定棚田地域振興協議会」の設立



③「指定棚田地域振興活動計画」の策定、認定申請

※指定・認定基準や手続等は、熊本県むらづくり課までお問合せください。

TEL:096-333-2378



鳥獣被害防止対策・ジビエ利活用加速化事業

(うち鳥獣被害防止対策関係)

<事業目的>

「えづけSTOP!対策」を合言葉に、鳥獣のエサやひそみ場を農地や集落から無くすことで鳥獣を寄せつけない地域づくりをする取組みを県内に普及します。また、集落や住民組織が主体的に対策に取り組む「地域ぐるみの鳥獣被害対策」を推進することで、鳥獣による農作物被害の軽減及び農村地域の活性化を図ります。

<背景/課題>

- ・ 本県の鳥獣による農作物被害額は、平成22年度を境に減少傾向であるが、依然として深刻化・広域化しています。特に中山間地では、農業活動への意欲減退等の一因となっています。
- ・ 鳥獣による被害額を減少させるには、野生鳥獣へのえづけをやめること(えづけSTOP!対策)を意識した「地域ぐるみの鳥獣被害対策」に取り組むことが重要です。

<事業内容>

- 1 えづけSTOP!鳥獣被害対策事業
「えづけSTOP!対策」を合言葉とした地域ぐるみの鳥獣被害対策を推進する協議会等への支援
先進地の視察、展示ほ場設置、雑木林・放任果樹・耕作放棄地の伐採及び改善等
- 2 鳥獣被害防止総合対策事業
市町村が作る「被害防止計画」に基づき地域ぐるみの鳥獣被害対策を推進し、環境整備・被害防除・有害捕獲等の複数の対策を総合的に取り組む協議会等への支援
(1) 鳥獣被害防止総合対策推進事業・・・推進会議、被害調査、環境整備、被害防除及び有害捕獲等のソフト対策への支援
(2) 鳥獣被害防止総合対策整備事業・・・侵入防止柵、捕獲獣の焼却又は減容化施設の整備等のハード対策への支援

<事業主体及び補助率>

- 1 市町村、地域協議会及び協議会の構成員(県定額40万円/地区・100万円/地区)
- 2 市町村、地域協議会等(国1/2(55/100)以内、一部定額)

<採択要件>

- 1 えづけSTOP!鳥獣被害対策事業
 - ・ 被害防止計画(対象鳥獣を掲載しているもの)を作成し、受益戸数が3戸以上であること。
 - ・ 「えづけSTOP!対策」を合言葉に地域ぐるみの鳥獣被害対策に取り組むこと。
- 2 鳥獣被害防止総合対策事業
 - ・ 被害防止計画を作成し、環境整備、被害防除等の複数の対策の取組みが行われていること。
 - ・ (2)については、受益戸数が3戸以上であり、かつ、施設の耐用年数が一定年数を超え、当該施設の整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。

【お問い合わせ先：むらづくり課 鳥獣害対策・農業遺産推進班 096-333-2416】

鳥獣被害防止対策・ジビエ利活用加速化事業

(うちジビエ利活用加速化関係)

<事業目的>

野生鳥獣による農作物等被害の対策として、捕獲されたイノシシ、シカ等の肉(=ジビエ)の利活用を更に拡大するために、くまもとジビエコンソーシアムを核として、生産から流通までの課題に総合的に取組み、複合的な農家所得の確保と特産品の確立につなげます。

<背景/課題>

- ・ 本県では、くまもとジビエコンソーシアムを核とした活動により、捕獲獣のジビエが「くまもとジビエ」として一般に普及しつつありますが、知名度はまだ高くありません。
- ・ ジビエ肉を商品として流通させるためには、実需者のニーズへの対応が必要であり、衛生管理や安定供給、表示等への対応が必須です。
- ・ 捕獲から処理、出荷までを効率的かつ効果的に実施できる体制の構築が急務となっています。

<事業内容>

- 1 くまもとジビエ普及拡大支援事業(くまもとジビエコンソーシアム運営支援)
くまもとジビエコンソーシアムが実施するくまもとジビエブランド確立に向けた取組への支援(各種会議・研修会(衛生管理高度化、処理加工技術向上等)の開催、現地・事例調査、処理施設の個別指導 等)
- 2 鳥獣被害防止総合対策事業
鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱等に基づき、鳥獣による農林水産業等に係る被害を軽減するために必要な経費。
 - (1) 鳥獣被害防止総合対策推進事業・・・ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組(販売拡大支援、搬入促進支援)等のソフト対策への支援
 - (2) 鳥獣被害防止総合対策整備事業・・・鳥獣による農林水産業等に係る被害を軽減するために必要な取組(処理加工施設)等のハード対策への支援

<事業主体及び補助率>

- 1 くまもとジビエコンソーシアム(県定額※上限あり)
- 2 (1) 地域協議会、市町村、コンソーシアム(国1/2以内、定額)
(2) 地域協議会、地域協議会の構成員、コンソーシアム(国1/2(55/100)以内)

<採択要件>

鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱参照

【お問い合わせ先：むらづくり課 鳥獣害対策・農業遺産推進班 096-333-2416】

鳥獣被害防止総合対策交付金

令和8年度予算額 9,900百万円（前年度 9,900百万円）
〔令和7年度補正予算額 6,800百万円〕

<対策のポイント>

農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与えるシカ・イノシシ・クマ等による鳥獣被害の防止のため、**広域的で効果的・効率的な鳥獣被害対策やジビエ利用拡大への取組等**を支援します。

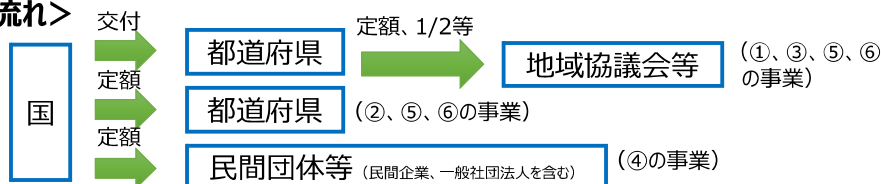
<事業目標>

- 野生鳥獣による農作物被害の総産出額に対する割合（0.24%（被害額：140億円）〔令和11年度まで〕）
- 捕獲鳥獣のジビエ利用量（4,000t〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

- ① 鳥獣被害防止総合支援事業
シカやイノシシ、サル、クマ、鳥類等への対応など「被害防止計画」に基づく**地域ぐるみの取組**や人材育成、**侵入防止柵の省力的な管理**、**ジビエ利用拡大等**を支援します。
- ② 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、都道府県広域捕獲活動支援事業
都道府県が主導して行う鳥獣被害防止対策、広域捕獲に係る取組等を支援します。
- ③ 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業
被害を及ぼす野生鳥獣の捕獲活動に係る取組を支援します。
- ④ 鳥獣被害対策基盤支援事業、全国ジビエプロモーション事業
被害対策推進のための人材育成、ジビエ利用推進のためのハンターや処理加工施設向けの研修、ペットフードへの利用促進、消費拡大に向けた情報発信等を支援します。
- ⑤ シカ・クマ特別対策等事業
シカの集中捕獲や、**クマの捕獲対策**等を体制整備と併せて支援します。
- ⑥ スマート捕獲等普及加速化事業
スマート鳥獣害対策と農地周辺での加害性の高い個体の重点的な捕獲対策等を行うモデル地区の**整備・横展開**を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

〔総合的な鳥獣対策・ジビエ利用推進への支援〕



〔鳥獣対策の取組〕

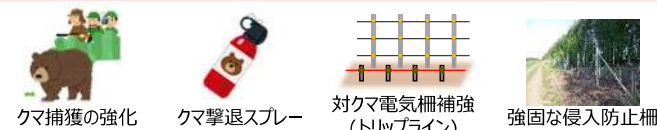
- ① **スマート捕獲等の普及の加速化**
ICT等を活用した、被害情報等を踏まえた農地周辺の加害性の高い個体の重点的な捕獲を支援
センサーカメラ
加害 出没 重点捕獲
REC
- ② **侵入防止柵の省力的な管理の推進**
見回り負担の軽減等、省力的な維持管理に資するICT機器や資材等の導入を支援
電気柵 監視システム
防草効果のある通電性向上舗装

〔ジビエ利用推進の取組〕

- ① **捕獲から消費まで各段階の取組を推進**
ジビエ利用の拡大に向け、ジビエ施設への搬入から消費の各段階での取組を推進
(捕獲段階) (処理・加工段階) (流通・消費段階)
ジビエハンター研修の実施 処理加工施設等の整備 未利用部位のペットフード利用 観光等新たな需要喚起
- ② **国産ジビエ認証の取得推進**
全国での国産ジビエ認証の取得に向けた取組を推進
全国の処理加工施設を認証 認証制度の普及・定着化

〔クマ対策の取組〕

クマの被害対策に係る総合的な取組を支援



〔お問い合わせ先〕 農村振興局鳥獣対策・農村環境課 (03-3591-4958)

～ 農作物の野生鳥獣被害にお困りの地域・集落のみなさんへ ～
地域ぐるみで「えづけSTOP！対策」に取り組みましょう！

「えづけSTOP！」とは、農作物に被害を与えるイノシシやシカ等の野生動物に、無意識のうちに行ってしまう集落や田畑を使った「えづけ（餌付け）」を「やめる（STOP）」という考え方です。

この考え方を基本に、地域ぐるみで集落や田畑を見つめ直し、力を合わせて「えづけ」を止めるための対策「えづけSTOP！対策」に取り組みましょう。

「えづけSTOP！対策」のポイント

「えづけSTOP！対策」に取り組むうえで、誤った順序で取り組みを進めると、将来的に効果維持が難しくなる場合があるため、以下のステップで取り組むことが重要です。

ステップ1：みんなで勉強

集落・地域のみなで、鳥獣や被害対策について学習したうえで、正しい知識に基づく対応や共通の問題意識を持つことが必要です。

ステップ2：守れる田畑・集落づくり

「えづけSTOP！」の観点から、現在の集落・地域を見つめ直し、鳥獣が近寄りにくく住みにくい集落・地域に環境を変えていく必要があります。

ステップ3：囲いや追い払い

集落・地域を野生鳥獣のエサ場としないため、防護柵の設置や、野生鳥獣にとって怖い場所と学習させるための追い払い活動に地域ぐるみで取り組む必要があります。

ステップ4：有害鳥獣の捕獲

集落・地域に被害を与えている、集落近辺に住みついたイノシシやシカ等を対象として有害捕獲を行います。



③ あなたの集落・地域は大丈夫？

無意識に行われている「えづけ」の例

- ・ 放置された稲刈り後の雑草や2番穂
- ・ 植えたまま未収穫の果樹
- ・ ゴミ捨て場の生ごみ
- ・ 放置された竹林のタケノコ、野菜くずや収穫物
- ・ お墓のお供え物 等

詳しくは、「これならできる！鳥獣被害対策の手引き」をご覧ください（熊本県ホームページからもダウンロードできます）。

お問い合わせ先
熊本県農林水産部農村振興局むらづくり課
TEL:096-333-2416

～ えづけSTOP！鳥獣被害対策事業（県事業）のご紹介 ～
 地域ぐるみで「えづけSTOP！対策」に取り組む集落
 ・農業者グループ等を支援します

「えづけSTOP！対策」を実践する集落や農業者等のグループを育成する市町村・地域協議会の取組みに対し、集落やグループの活動に要する経費を支援します。

支援概要：事業主体…市町村、地域協議会または地域協議会の構成員
 支援要件…受益農家は3戸以上、市町村の被害防止計画に基づく取組みであること等
 補助率等…定額（400千円/地区）
 ※シカ、カモ対策による新たな被害防止の取組みは1,000千円/地区

支援対象となる取組み

1 みんなで勉強

- 研修会や講習会の開催、先進地視察の実施
- 正しい対策を実践・学習するための「展示ほ」の設置

2 守れる田畑・集落づくり

- 集落点検の実施、集落点検マップ・活動計画の作成
- 耕作放棄地やヤブの解消、放任果樹の伐採、庭木の剪定
- 既設防護柵の補修、設置場所の移動、周囲の刈り払い

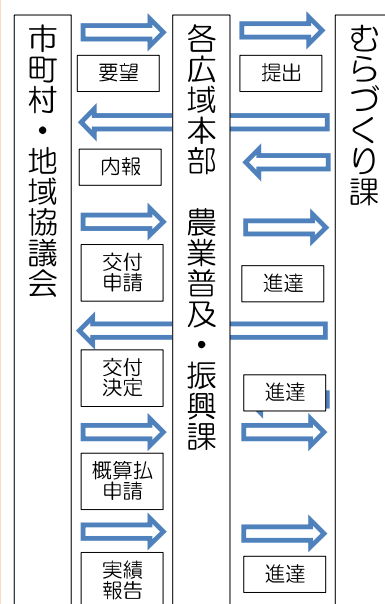
3 困いや追い払い

- 侵入防止柵の整備（国事業の対象外のものに限る。）
 ※この取組みで計画し、国事業により整備するものについては、翌年度以降の予算配分において配慮されます。
- 地域ぐるみの追い払い活動（追い払い資材の作成・購入等）

※ 1及び2の取組みを必須とし、1については一定の講習を受け
 た者もしくは専門家による研修会等とします。

「4有害鳥獣の捕獲」については国事業による支援措置があります。

事業の流れ



【サポート】

県では、地域ぐるみの「えづけSTOP！対策」を進めるため、「えづけSTOP！実践塾」を開催しています。興味がある、勉強してみたい、取り組んでみたいという集落や農業者等の皆さんはぜひご参加ください。また、学習資料や講師リストも提供しています。最寄りの市町村を通じてお申込みください。

提供する学習資料：「これならできる！鳥獣被害対策の手引き」・・・必要部数
 鳥獣バスター養成講座DVD（約25分×4巻）・・・1セット など

「えづけSTOP！鳥獣被害防止対策事業（県事業）」についてもっと知りたい、自分たちの地域でやってみたいという方は、市町村の鳥獣被害対策担当課または下記お問い合わせ先にお尋ね下さい。

[お問い合わせ先]熊本県農林水産部農村振興局むらづくり課 鳥獣害対策・農業遺産推進班
 TEL:096-333-2416
 または最寄りの市町村鳥獣被害対策担当課まで

